

高知労働局発表
平成22年1月26日

改正育児・介護休業法等説明会の実施について

高知労働局（局長 磯部 隆文）は、平成22年6月30日から施行される改正育児・介護休業法の趣旨や内容を広く周知するための説明会を県下3カ所で開催します。

- | | | |
|---------|--|-----------------|
| ◆ 日時・場所 | 平成22年 2月24日（水） | 13時30分～16時00分 |
| | 安芸市民会館 | （安芸市矢ノ丸3-12） |
| | 2月26日（金） | 13時30分～16時00分 |
| | JA高知はた会館 | （四万十市右山五月町7-40） |
| | 3月 9日（火） | 13時30分～16時00分 |
| | サンピアセリーズ | （高知市高須砂地155） |
| | （旧ウエルサンピア高知） | |
| ◆ 申込み | 高知労働局 HP（ http://www.kochi.plb.go.jp/ ）掲載の参加申込書（資料1）
にご記入の上、FAX か、直接高知労働局雇用均等室に電話でお申し込み下さい。 | |
| | 高知労働局雇用均等室 TEL 088-885-6041 FAX 088-885-6042 | |

《改正育児・介護休業法の主な内容》（資料2）

- ・ 子どもが3歳になるまでの短時間勤務制度（1日6時間）及び所定外労働の免除の義務化
- ・ 小学校にあがるまでの子どもの看護休暇制度の拡充
- ・ パパ・ママ育休プラス、出産後8週間以内の父親の育休取得促進や専業主婦（夫）除外規定の廃止
- ・ 介護休暇の新設
- ・ 労使の紛争解決にむけた労働局長の援助や調停制度の創設（資料3）など法の実効性の確保

【 施行日 】 平成22年6月30日

ただし、労使の紛争解決に向けた労働局長の援助制度は平成21年9月30日、調停制度は平成22年4月1日から。また常用労働者100人以下の企業については一部適用が猶予されます。

本改正により、事業所においては、法改正に対応した規定整備と労働者の仕事と家庭の両立に向けた環境整備が必要となります。

一方、労働者の方も仕事と家庭を両立し働き続けるために、法律の内容や法に基づき会社が設けた制度を理解しておくことが必要です。

多くの方々のご参加をお待ちしております。

- ◆ 高知労働局雇用均等室では育児・介護休業法に関する相談を広く受け付けています。
 - ・ 平成 20 年度に雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は 525 件。事業主、労働者等からの相談とも増加してきたが、平成 21 年度（4～12 月）は減少傾向。
 - ・ 平成 20 年度、労働者からの育児休業等に関する相談は、育児休業取得に関するものが最多。うち法で禁止された休業にかかる不利益取扱いに関する相談が約 2 割。（資料 4、5、6）

改正育児・介護休業法の施行に向け、雇用均等室では法改正事項の周知徹底を図るとともに、育児休業、介護休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いが行われないう、労働者からの相談に迅速に対応するとともに、改正により創設された紛争解決援助制度の活用により問題解決を図っていくこととしています。

添付資料 [1 改正育児・介護休業法等説明会チラシ](#)

[2 育児・介護休業法が改正されます！](#)

[3 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートします](#)

[4 事業主の皆さん](#)

[—妊娠・出産等や育児休業等の申出・取得を理由とする不利益取扱いの禁止について—](#)

[5 育児・介護休業法の施行状況について](#)

[6 高知労働局雇用均等室に寄せられた育児休業に関する相談事例](#)